



平成 30 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名	ダイワボウホールディングス株式会社
代表者名	代表取締役社長 野上 義博 (コード番号 3107 東証 第 1 部)
問合せ先	法務コンプライアンス室長 村田 浩一 (TEL 06-6281-2325)

### 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 99 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、平成 24 年 6 月 28 日開催の第 102 回定時株主総会および平成 27 年 6 月 26 日開催の第 105 回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様のご承認をいただき、同対応策を継続しております（以下、第 105 回定時株主総会において継続後の同対応策を「本プラン」といいます）。

本プランの有効期間は、本年 6 月に開催予定の第 108 回定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、当社は、本日開催の取締役会において、本プランの有効期間満了をもって、本プランを継続せず廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランを導入し継続してまいりました。

しかしながら、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制が浸透し、株主の皆様が適切な判断をするための必要な情報や時間を確保する本プランの目的も一定程度担保されるようになったこと、およびコーポレートガバナンス・コードの浸透等、買収防衛策をめぐる近時の外部環境が本プラン導入時とは変化したことなどから、当社は、本プランの継続について慎重に検討を重ねた結果、本日開催の取締役会において、本プランの有効期間満了をもって、本プランを継続せず廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も、引き続き当社の企業価値の向上・株主共同の利益の確保に向けた取組みを進めるとともに、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な開示を行い、株主の皆様のご検討時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以上